

気水第 246 号  
平成28年3月30日

公益社団法人神奈川県産業廃棄物協会会長 殿

神奈川県環境農政局環境部大気水質課長  
(公印省略)

大気汚染防止法の改正内容の周知について（依頼）

本県の環境行政につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成26年6月1日に施行された改正大気汚染防止法については、平成26年12月26日付け気水第165号により貴団体会員への周知を依頼したところですが、その後も県内の解体等工事において、石綿含有建材の事前調査時の対応が不十分のまま除去作業を実施するなど、改正大気汚染防止法に違反する事案が複数起きています（別添「アスベストに関する大気汚染防止法の違反事例」）。

つきましては、お忙しいところ恐縮ですが、石綿飛散防止対策の強化を目的とした法改正の趣旨に鑑み、改めて貴団体の会員に対し改正内容の周知をお願いします。

【法改正の主な内容】

○ 届出義務者の変更

吹付け石綿等の飛散性の高い石綿含有建材を使用している建築物等の解体、改修又は補修作業（特定粉じん排出等作業）の届出義務者が、工事施工者から発注者等に変更となりました。

○ 解体等工事の事前調査、調査結果の説明及び掲示の義務付け

解体等工事の受注者等が実施した事前調査結果を、発注者に対し書面で説明すること及び解体等工事の場所において公衆に見やすい場所に調査結果を掲示することが義務付けられました。

○ 立入検査等の対象の拡大

県知事等による報告徴収の対象に、届出がない場合を含めた解体等工事の発注者、受注者又は自主施工者が加えられ、立入検査の対象に解体等工事に係る建築物等が加えされました。

問い合わせ先

大気環境グループ 前田

電話 (045) 210-4111 (直通)

ファクシミリ (045) 210-8846

E-mail taiki.161@pref.kanagawa.jp



## アスベストに関する大気汚染防止法の違反事例

### (事例 1)

- 工事受注者は、解体等工事の事前調査の際、過去に石綿は除去済みと思い込み、自ら事前調査を行わず、石綿含有建材の使用はないと判断した。
- また、工事受注者は、発注者に対する調査結果の書面での説明を行わず、吹付け石綿など飛散性の高い石綿含有建材を使用している建築物等の解体、改造又は補修作業（特定粉じん排出等作業）に伴う届出をせずに解体等工事に着手した。
- 解体等工事中、作業員から石綿含有建材の可能性があると指摘を受けたにもかかわらず、工事受注者は再調査を行わずに工事を継続した。

#### 【解体等工事に係る調査及び説明の違反】

解体等工事の受注者は、当該解体等工事が特定粉じん排出等作業を伴う工事に該当するか否かについての事前調査が義務付けられています。

また、当該解体等工事の発注者に対し、受注者は当該事前調査結果について、書面を交付して説明することが義務付けられています。（大気汚染防止法第18条の17第1項）

#### 【特定粉じん排出等作業の届出違反】

吹付け石綿等の飛散性の高い石綿含有建材が使用されていたにもかかわらず、特定粉じん排出等作業の届出をせずに工事を行った場合、特定粉じん排出等作業の実施の届出違反となります（大気汚染防止法第18条の15）。

この場合、届出義務者は発注者等であることから、届出をせずに工事を行った場合は、発注者である施主に対して罰則が適用される場合があります。

⇒ **解体等工事の事前調査は、過去に行った調査内容やその後の施工状況を十分把握し、過去の調査内容に不足がある場合は、追加調査を実施することが重要です。**

### (事例 2)

- 工事受注者が事前調査を適正に実施した結果、レベル3の石綿含有建材のみ使用されていることが確認された。
- 事前調査後、解体工事を行ったが、発注者に対する調査結果の書面による説明及び解体工事の場所において公衆に見やすい場所に調査結果の掲示を行わなかった。

#### 【解体等工事に係る説明及び掲示の違反】

事前調査の結果については、特定粉じん排出等作業の届出が必要ないレベル3の石綿含有建材のみが使用されている場合であっても、発注者に対し書面により説明しなければなりません（大気汚染防止法第18条の17第1項）。

また、事前調査結果は、解体等工事の場所において周辺の方から見やすい場所に掲示しなければなりません（大気汚染防止法第18条の17第4項）。

⇒ **解体等工事に係る調査は、発注者に対して調査結果を書面により説明することや、解体等工事の場所において周辺の方から見やすい場所に掲示の徹底をお願いします。**

※ 以上はあくまでも一例です。法令及び神奈川県アスベスト除去工事に関する指導指針の趣旨をご理解の上、適切な石綿飛散防止対策の実施をお願いいたします。